

【営業所及び特定金属くずの保管場所の平面図、周囲の略図について】

- ・ 届出書に添付する「営業所の平面図」は、出入口の位置、特定金属くずを買受ける場所等の必要な事項を記載したもので、既存の設計図等に記載したものでも可能です。
- ・ 周囲の略図にあっては、営業所や保管場所の周りの道路や目印などを記載したものを提出してください。

【提出が必要な平面図等】

種別	平面図	周囲の略図
営業所と保管場所が同一の場合	・営業所と保管場所の位置関係を記載した平面図	・営業所と保管場所の周囲の略図
営業所と保管場所が離れている場合	・営業所の平面図	・営業所の周囲の略図
	・特定金属くずの保管場所の平面図	・特定金属くずの保管場所の周囲の略図

【平面図の記載例（営業所と保管場所が同一の場合）】

